部長及び参事官　　県民発第５１号
殿　　（会計、捜一）
所　属　長　　令和６年３月22日
５年保存（口訓）
本　部　長

犯罪被害現場におけるハウスクリーニングに要する費用の公費負担制度の実施について（通達乙）

見出しのことについては、下記のとおり実施することとしたので、関係職員に周知の上、適正な運用に努められたい。

記

第１　目的

犯罪被害の現場となった犯罪被害者等の自宅等において、その犯罪行為により著しい汚損が認められた場合に、専門的技術を有する業者による血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等（以下「ハウスクリーニング」という。）に要する費用を公費負担することにより、犯罪被害者等の経済的負担及び精神的被害の軽減を図ろうとするもの。

第２　公費負担の内容

１　公費負担の対象

次のいずれにも該当する事件とする。

(1)　故意の犯罪行為により人を死傷させた事件

(2)　所属長と県民支援相談課長が協議の上、ハウスクリーニングに要する費用を公費負担する必要があると認めた事件

２　公費負担の対象外

次のいずれかに該当する場合には、公費負担は行わない。

(1)　犯罪被害者等が公費による支出を希望しないとき。

(2)　加害者又はその関係者等から費用の支払いを受けたとき。

(3)　犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があったとき。ただし、当該親族関係が事実上破綻していた場合等特段の事情がある場合を除く。

(4)　犯罪被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している又は属していたとき。

(5)　犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき犯罪被害者等の責めに帰すべき重大な理由があるとき。

(6)　その他公費負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

３　公費負担の範囲

(1)　負担額は、犯罪被害の現場となった自宅等のハウスクリーニングに要した実費とし、対象となった自宅等につき１回限りとする。

(2)　犯罪行為によって損壊された建具、家財道具等の交換及び修復に要する費用は含まない。

第３　公費負担の手続

１　発生報告

所属長は、対象事件を認知し、ハウスクリーニングの必要性を認めた場合は、別記第１号様式のハウスクリーニング対象事件発生報告書を県民支援相談課長に送付すること。

２　協議

所属長及び県民支援相談課長は、犯罪被害者等の状況、汚損の規模、専門的技術を要する作業の必要性等の観点から、本制度による公費負担の実施について協議すること。

３　意向確認

所属長は、２の結果、公費負担の必要性が認められたときは、犯罪被害者等に対して本制度の内容を教示し、意向を確認すること。

４　支出手続

支出は、各署において、別記第２号様式の経費支出伺及び別記第３号様式の請求書に基づく支出手続により、実施業者の指定する口座に請求金額を振り込むこと。

５　立会いの実施及び報告

ハウスクリーニングの実施（事前の現地調査を含む。）に当たっては、職員が立ち会い、作業が終了したことを確認した後、実施業者から別記第３号様式の請求書及び別記第４号様式のハウスクリーニング実施報告書を徴するとともに、速やかにそれぞれの写しを県民支援相談課長へ送付すること。

第４　留意事項

１　公費負担制度の適正な運用

本制度は犯罪被害者等のための施策であることを認識するとともに、その運用に当たっては、犯罪被害の状況等をよく吟味し、下記の事項に留意して、適正な運用に努めること。

(1)　ハウスクリーニングの実施時期については、捜査活動への影響を考慮して、慎重に検討すること。

(2)　ハウスクリーニングの実施業者には、個人情報、捜査情報等について保秘を徹底するよう指示すること。

(3)　これまでも、各種犯罪現場では、犯罪被害者等の心情に配意し、職員が

可能な限り復元に努めた上で引渡しを行ってきたところであり、本制度の施行によっても、その基本的な対応が変わるものではないことに注意すること。

2　教養の実施

所属長は、本制度の目的、手続等について、研修会等の機会を捉え、繰り返し教養を行うこと。

3　県民支援相談課被害者支援室との連携

本制度の運用に当たっては、県民支援相談課被害者支援室と連携して実施すること。

（別記様式省略）